

光が丘秋の陽小 P T A 会則

PTA とは、Parent-Teacher Association

父母と教員の会。父母と教員が協力し、地域や学校での児童・生徒の成長と幸福のための諸活動を目的とし、各学校単位に組織される団体。

第一章 名 称

第1条 本会は「光が丘秋の陽小 P T A」と称し、事務所を練馬区立光が丘秋の陽小学校（以下「本校」という）内に置く。

第二章 目的および活動

第2条 保護者と教職員が協力して家庭、学校、地域社会における児童の健やかな成長に努める。

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 児童の教育について意見を交換する。
- (2) 児童の教育環境を改善する。
- (3) 学校内外における児童の生活指導に協力する。
- (4) 会員同士の親睦を高める。
- (5) その他必要な活動を行う。

第三章 方 針

第4条 本会は、次の方針のもと活動を行う。

- (1) 活動は、原則として総会等で協議決定された事項に基づき、会員から参加希望者を募って実施する。すべての活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。
- (2) 政治的、宗教的、営利目的の活動は一切行わない。
- (3) 学校に協力するための意見は述べるが、学校運営管理や教職員の人事には干渉しない。
- (4) 個人情報の保護に努める。
- (5) その他必要と思われる活動を行う。

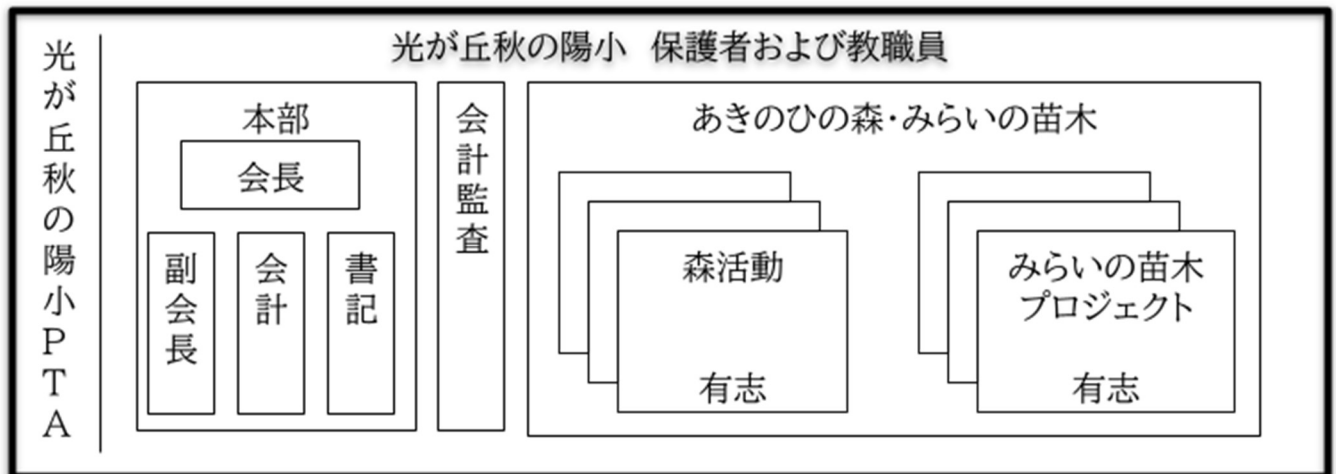
第四章 会 員

第5条 本会の会員は入会届を提出した児童の保護者と教職員とする。

- (1) 入会届の提出をもって会員となる。
※記載された個人情報は本校 P T A 活動のみで使用する。
- (2) 会員である期間は、当該児童の本校在籍が終了するまでとする。
- (3) やむを得ず途中退会する場合には、P T A 本部役員に退会届を提出する。

第五章 PTA組織

第6条 第2条および第3条を達成するため、PTAは以下の組織で構成される。



第六章 本部役員

第7条 本会の本部役員は次の通り置く。（P=保護者 T=教職員）

会 長 1名（P1名）
副会長 1名以上
書 記 1名以上
会 計 1名以上
上記に加えてT1名以上

第8条 本部役員の職務は次の通りとする。

- （1）会長は、本会を代表し、全体を統括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- （3）書記は、本会の記録通信連絡等の事務を行う。
- （4）会計は、本会の会計業務を行う。

第9条 本部役員の任期、補充、選出及び離任の場合、次の通りとする。

- （1）任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- （2）選出は有志による立候補とする。

第七章 会計監査委員

第10条 本会の会計監査委員は、3名（P2名 T1名）とする。

第11条 会計監査委員の職務は次の通りとする。

- （1）その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- （2）必要に応じて会計監査を行うことができる。

第12条 会計監査委員の任期、補充、選出及び退職、転職の場合、次の通りとする。

- （1）任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- (2) 補充は、前任者の残任期間とする。
- (3) 選出は有志による立候補とする。ただし本部役員との兼任は認めない。
- (4) 会計監査T 1 名が退職、転勤等の場合、副校長もしくは副校長が指定する教職員を代理とする。

第八章 「あきのひの森」 および「みらいの苗木」

第13条 年間を通じて継続的に取り組む活動に対し組織され、活動毎に「森活動」として組織される。

第14条 年度途中で新規に企画される取り組みは、「みらいの苗木」プロジェクトとして組織される。

第15条 活動メンバーは本会会員を基本とし、有志によって構成される。

第16条 各種の森活動の取り組みテーマは、総会において活動計画の一部として定義され、総会の承認のもと活動する。

第17条 みらいの苗木プロジェクトの取り組みテーマは、会員からのアイデアをもとに本部役員と合意のもと定義され活動する。また、次年度以降の森活動の候補とする。

第九章 会 計

第18条 本会の会計は次の通り行う。

- (1) 毎年一学期中に活動費をPTA総合補償加入金とともに全会員(家庭数)から集金する。
- (2) 本会の経費は、家庭数を単位とした会費とその他をもってこれにあたる。
- (3) 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われる。
- (4) 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、会計監査を経て総会にて報告をし、承認を得るものとする。
- (5) 本会の特別な事業については、総会の承認を経て特別会計を設け処理できる。

第十章 会 議

第19条 本会の会議は総会、役員会、および臨時の特別委員会とする。

第20条 本会の会議の開催方法は、対面または書面によるものとし、その両方に電磁的方法（インターネットを利用した方法）を含む。

第21条 総会

- (1) 総会は本会の最高決議機関であり、全会員で構成する。
- (2) 総会には定期総会と臨時総会がある。
- (3) 定期総会は年2回（5月・翌3月）とし、原則として書面において次の事項を行う。
 - ・5月定期総会において
 - ①前年度の決算報告、会計監査報告
 - ②本年度の活動計画及び予算の審議、決定
 - ③会則改正案の審議及び承認

④その他

・3 月定期総会においては

①本年度の活動報告及び仮決算報告、仮会計監査報告

②新年度の本部役員及び会計監査委員の承認

③会則改正案の審議及び承認

④その他

(4) 臨時総会は、全会員の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

(5) 総会は、委任状を含めて全会員の過半数の出席により成立する。

(6) 総会の議決は、委任状を含めて全会員の過半数の同意を必要とする。

第22条 役員会

(1) 役員会は本部役員（会長・副会長・書記・会計）で構成する。

(2) 役員会は次の事項を行う。

①本会の目的を実現する為の計画を立てる。

②地域会議の情報を共有する。

③総会に提出する予算及び諸案件を立案する。

④その他、臨時の事項を処理又は企画立案する。

第23条 特別委員会

(1) 会員の意見を受け本部役員が必要と認めた場合は、本会に臨時の特別な委員会を置くことができる。

(2) 委員会の目的に応じ、委員構成、解散の時期を定める。

第十一章 学校長および副校長

第24条 学校長および副校長は本会の活動に対して各会議に出席して、助言し意見を述べる事が出来る。

第十二章 改正

第25条 この会則は、総会において全会員の委任状を含めて、会員の過半数の賛成により、改正する事が出来る。

(1) 会則を改正した場合は、速やかに会員に知らせる。

(2) 改正された会則は、総会で決定された日より実施される。

付 則

内規は、２０１０年（平成２２年度）９月２１日（施行）

２０１１年（平成２２年度）３月２３日（改正）

２０１１年（平成２３年度）５月２７日（一部改正）

この会則は、２０１２年（平成２３年度）３月 ６日（内規より会則に改正）

２０１４年（平成２５年度）３月 ７日（一部改正）

２０１５年（平成２６年度）３月 ６日（一部改正）

２０１８年（平成３０年度）９月２５日（一部改正）

２０２５年 ３月１４日（一部改正）